

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工経営支援課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成20年1月30日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 届出者名
株式会社ヨークベニマル 代表取締役社長 大高 善興
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル多賀城店
多賀城市高橋4丁目3番5号
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
株式会社ヨークベニマル 代表取締役社長 大高 善興
福島県郡山市朝日二丁目18番2号
- 4 変更しようとする事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
(変更前) 402台
(変更後) 251台
 - (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 6か所
(変更後) 3か所
- 5 変更の年月日
平成20年9月22日
- 6 届出年月日
平成20年1月21日
- 7 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工経営支援課、宮城県県政情報センター及び多賀城市役所
- 8 縦覧期間
平成20年1月30日から平成20年5月30日まで（ただし、閉庁日を除く。）
- 9 意見書提出先
仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県経済商工観光部商工経営支援課
- 10 意見書提出に関する注意事項
縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。